

あなたは大丈夫？

# 考えよう。空き家の問題

## そもそも空き家とは？

おおむね1年以上、家主が不在、または使われていない建物や敷地のこと。

さらに空き家のうち・・・

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるもの。
  - ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがあるもの。
  - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているもの。
  - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるもの。
- ①～④に該当する空き家で、市が認定したものを「特定空き家」といいます。

空き家を放置すると、  
こんな問題が・・・！

無施錠による  
**不法侵入**



放火による  
**火災**



**害獣や害虫**の巣ができ、  
動物が住みつく



雑草や庭木が伸び放題になり  
隣地や道路に**飛び出す**

老朽化や自然災害による  
**建物の倒壊**



## 可児市では・・・

- 空き家や空き地の有効活用のお手伝いをするため、市内の空き家や空き家の跡地を対象とした「**可児市空き地・空き家バンク**」という制度があります。
- バンク専用のホームページで物件の写真や、情報を公開しています。バンクの**登録手数料はかかりません**。
- バンクに登録してある物件の所有者や入居予定者に、リフォームや取壊しの工事※に要する費用の10分の1(最大10万円まで)の助成制度があります。ただし昭和56年5月31日以前に着工された住宅の取壊しに限り**工事費の10分の3**(最大30万円まで)の助成が受けられます。

※税抜き50万円以上の工事等諸条件があります。

詳しくは専用ホームページを  
ご確認ください。



<https://kani-suki.jp/life/house/institution/>

早めの対策、早めの解決で安心した生活を。お気軽にお問合せください。

問合せ先

【可児市役所施設住宅課】 岐阜県可児市広見一丁目一番地 TEL.0574-62-1111(代表)